

## 住宅・建築施策に関する要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 公営住宅について

(1) 住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

(2) 公営等住宅の譲渡については、地域の実情に応じて行えるよう制度を改善すること。

2. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、更なる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。

3. 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発に取り組むとともに、施工業者認定制度を創設すること。

4. 管理放棄された土地・住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が弾力的に対応できるよう、法整備や財政措置を講じること。